



Management Team

後列左から >>

戸井川 岩夫
取締役(社外)

鈴木 一弘
常勤監査役

柳井 陸仁
取締役

荒金 久美
(本名：亀山 久美)
常勤監査役

小林 正典
常務取締役

後列左から >>

菊間 千乃
取締役(社外)

小林 勇介
取締役

北川 一也
取締役

村上 實
監査役(社外)

岩淵 信夫
監査役(社外)

前列左から >>

澁澤 宏一
常務取締役

小林 孝雄
専務取締役

小林 一俊
代表取締役社長

前列左から >>

小林 保清
名誉会長

熊田 篤男
常務取締役

コーポレート・ガバナンス

基本方針

当社グループは、経営方針の中核に「コーセーグループとしての企業価値を高める経営を継続して行く」ことを掲げ、事業の拡大と効率を追求した経営に取り組んでいます。この企業価値を高める経営の継続にあたっては、コーポレート・ガバナンスが機能することが不可欠であり、

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、健全な経営を遂行する組織体制や仕組みを整備し、継続的に社会的信用を保持するための体制づくりを進めています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

(2018年6月末時点)

主な項目	内容
機関設計の形態	監査役設置会社
取締役の人数(うち社外取締役の人数)	10名(2名)
監査役の人数(うち社外監査役の人数)	4名(2名)
取締役会の開催回数(社外取締役の出席率) ※2018年3月期	13回(100%)
監査役会の開催回数(社外監査役の出席率) ※2018年3月期	8回(100%)
取締役の任期	2年
取締役会の任意委員会	人事委員会
監査法人	新日本有限責任監査法人

コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役設置会社です。また、取締役会の議長は取締役社長が務めています。業務執行にあたっては、取締役社長が議長を務める経営会議のほか、経営政策検討会議や役員会議などを機動的に運営し、迅速で効率的な経営を行っています。

当社の業務執行は、取締役の管掌範囲を明確にし、少人数による迅速な意思決定ができる体制にしています。取締

役会の運営については、各取締役および各監査役が忌憚のない意見を述べて議論するなど相互牽制機能を有効に働かせ、ガバナンス機能を十分に果たすよう実践しています。

また、執行役員制度を導入し、業務執行の効率化に向けた取り組みを積極的に進めています。現在の体制は、取締役10名、執行役員13名であり、経営の効率化へ向けた取り組みを積極的に進めています。

取締役会

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令および定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。また、経営に関する重要事項の協議および業務執行の全般的統制を行うため、取締役社長を議長とし役付取締役を中心に構

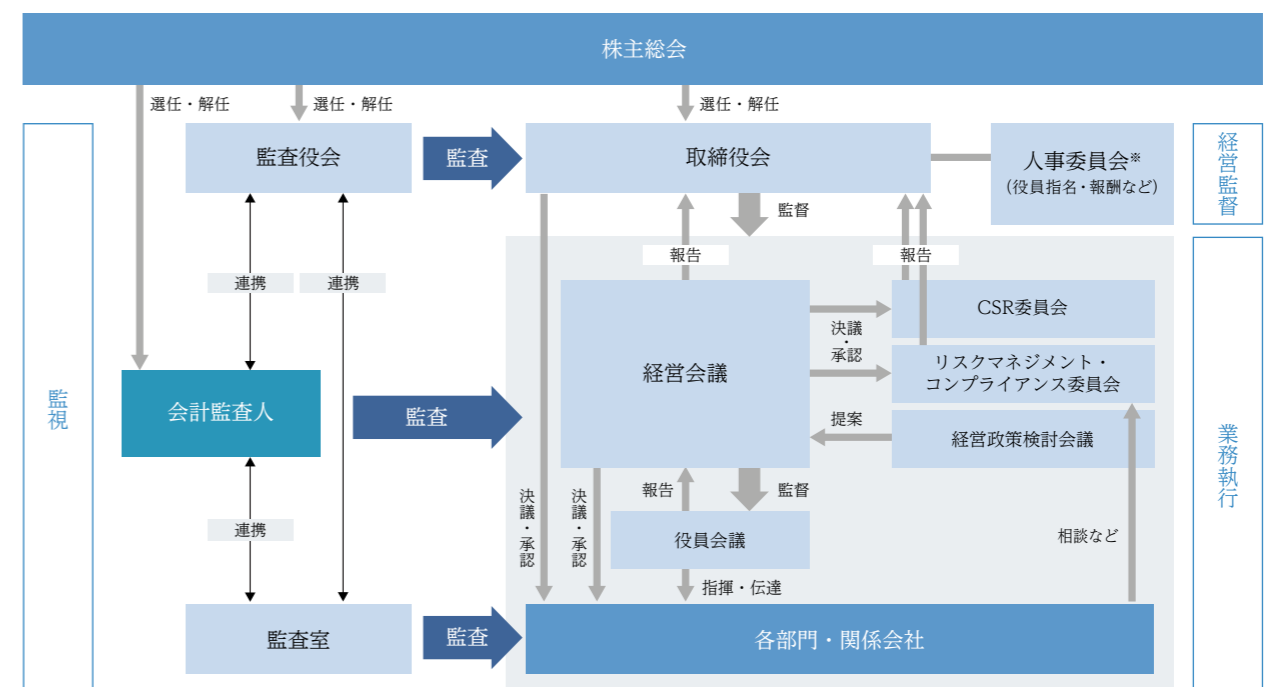
成する経営会議を設置しています。また、必要に応じ、日常の業務執行についての情報共有を図る役員会議や、より具体的・詳細な事項を検討する経営政策検討会議等を開催するなど、迅速で効率的な経営を行っています。

監査役会

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役2名と非常勤監査役2名で監査役会を構成しています。非常勤監査役2名は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出をしている社外監査役です。なお、監査役と会計監査人との連携については、1年間の会計監査計画に関する相互報告、決算後の会計監査実施報告、四半期決算後の重要な会計方針の報告および内部統制監査実施報告を実施して

おり、適宜情報交換および意見交換を行っています。業務執行部門から独立した組織である監査室は、中期および年次監査計画に基づき、業務活動全般にわたる監査を実施しています。内部監査結果は社長および監査役に報告されるとともに、被監査部門長にも通知され、監査室による改善状況の確認も行われています。

コーポレート・ガバナンス体制図



※人事委員会：社外役員を中心に構成

社外取締役・社外監査役

当社は、一部の株主や利害関係者の利益に偏ることのない社外取締役2名および社外監査役2名を選任しています。社外取締役は取締役の業務執行に対する助言および各取締役の監視・監督機能を果たしており、また社外監査役は弁護士および公認会計士としての専門的な見地から取締役の業務執行の監視・監査機能を果たしています。

社外監査役の会計監査人との連携については、1年間の会計監査計画に関する報告、決算後の会計監査実施報告を実施しており、適宜情報交換および意見交換を行っています。

また、監査室との連携については、監査室より常勤監査役に対して行う年度内部監査計画の提出と内容説明、監

査室が被監査部門に対して行う「監査結果報告会」への常勤監査役の出席、監査室が社長に提出・報告する内部監査結果報告書および内部統制報告書の写しの常勤監査役への提出・報告があり、社外監査役は監査役会にて常勤監査役よりこれらの内容の報告、説明を受け適切な意見を述べています。

なお、当社は独立性に関する方針は定めていませんが、社外取締役、社外監査役ともに一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出をしています。

社外役員選任理由・活動状況

2017年度における主な活動状況・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査役会 (8回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役(社外) 戸井川 岩夫	13	100%	—	—
監査役(社外) 村上 實	13	100%	8	100%
監査役(社外) 岩淵 信夫	13	100%	8	100%

役職	氏名	選任の理由
取締役(社外)	戸井川 岩夫	弁護士としての高度な専門知識と企業経営における豊富な見識を有していることから、当社の経営に対する指導・助言や、独立した客観的な観点から経営の監督をしてもらうため。なお、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
取締役(社外) (2018年6月 就任)	菊間 千乃	弁護士として高度な専門知識をもち、特に企業法務における見識は高いものを有しており、また、マスメディア関連の経験より、広い視点で企業経営に対する指摘や助言、独立した客観的な観点から経営の監督をもらうため。なお、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。

役員報酬

当社役員の報酬などの内容の決定に関する方針は、中長期的な企業価値の増大につなげることを主眼に置いた報酬体系としています。

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上、および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、会社業績の向上や役員の業績との連動性を高め、月額報酬と賞与で構成しています。

月額報酬は、各取締役の職位に応じて、経営環境などを勘案して報酬額を決定しています。賞与は、当期の当社グループの業績・担当部門の業績、および個人の業績評価に基づき決定しています。

監査役の報酬については、職位に応じた月額報酬を支給しています。

役員の報酬は、株主総会において取締役および監査役に区分して定められた、各々の総額の範囲内において各役員に配分するものとしています。その配分は、取締役の報酬については社外役員を中心とした人事委員会でその妥当性を審議した後、取締役会で決定しており、監査役の報酬については、監査役の協議により決定しています。

また、当社では役員退職慰労金制度を設けています。当該支給額には基準を設けており、在任中の各年度に每期積立額を引当計上しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役(社外取締役を除く)	425	266	48	110	11
監査役(社外監査役を除く)	42	40	—	2	3
社外役員	30	30	—	—	3

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)			報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	賞与	役員退職慰労 引当金繰入額	
小林 一俊	取締役	株式会社コーセー	127	16	55	199

リスクマネジメント・コンプライアンス

当社は、業務の適正を確保することを目的に定めた内部統制に係る基本方針に基づき、グループの全役職員により遂行される内部統制の仕組みの充実とその有効性の確保に努めています。

法令、定款および「取締役会規程」その他「稟議規程」等に従い、定期的又は、必要に応じて取締役会を開催し、取締役の職務執行を相互に監督しています。取締役は取締役会の決議および社内規程に従い、担当業務を執行しています。監査役は、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しています。監査室は「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、業務執行の手続きおよび内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、内部監査結果に関して、監査役へ報告しています。当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守のみならず、「正しきことに従う心」をもって社会的倫理に則った行動をとることをいいます。コンプライアンス推進体制および活動は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づくものとし、その活動内容は、「コンプライアンス委員会」によって、定期的に取締役会に報告されています。「コンプライアンス推進委員会」は取締役および使用人に対する研修などの啓蒙活動を行っています。内部通報窓口として社内窓口に加え社外窓口を設置し、取締役および使用人からの報告・相談に対応する体制を整備しています。

株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の業務執行の意思決定に係る重要な情報を、法令および社内規程に定めるところにより、適切に保存・管理し、取締役および監査役はいつでもこれを閲覧できることとしています。会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集しうえ、法令等に従い、適時かつ適切に開示しています。

当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、品質問題、情報セキュリティ問題、市場問題、災害発生、その他の様々なリスクに対処すべく、リスクを適切に認識し、管理するための規程として「リスク

マネジメント・コンプライアンス規程」を定めています。この規程に則り、個々のリスクに対する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進しています。リスク管理を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、その審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告させるとともに、リスク管理方針の策定、リスク対応状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時の対応協議など、リスク管理体制の充実に努めています。危機管理に関する規程「危機管理規程」を定め、重大なリスクが顕在化した場合に被害を最小限に抑制するために迅速かつ適切に対処できる体制を構築しています。

各取締役の管掌範囲・権限・責任の明確化を図ると共に、独立性のある社外役員による監視・監督により取締役による適正かつ効率的なグループ経営を実現することとしています。取締役会は「取締役会規程」に付議事項・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図っています。また、業務執行の意思決定の効率化のための経営会議を設置しています。執行役員制度を採用し、迅速な職務の執行を図っています。

関係会社を統括主管する責任者を定めると共に、関係会社に対して原則として当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っています。関係会社を統括主管する責任者は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項を報告させています。関係会社の業務活動全般も監査室による内部監査の対象とし、監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性などにつき、定期的に内部監査を実施しています。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の趣旨に則り、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告しています。また、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずることとしています。

その整備状況並びに運用状況については、監査室および監査役によりモニタリング・検証されています。